

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業振興など一定の成果を上げてきたところである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月に期限切れを迎えるが、過疎地域においては、依然として人口減少や高齢化が進行し、地域コミュニティの崩壊や雇用の場の不足、身近な住民生活を支える地域交通の不足、農地や森林の荒廃など、なお多くの課題を抱えている。

一方、持続可能な社会の形成、人口減少社会への対応、国土の強靱化、食料自給率の向上といった国家的課題を解決するために過疎地域の果たす役割はますます大きくなってきている。

よって、国においては、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興を図るため次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 新たな過疎対策のための法律を制定すること。
- 2 過疎地域の要件と単位については、現行法第33条に規定されているいわゆる「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割等を的確に反映したものとすること。
- 3 過疎地域を定める指標のうち、人口減少率（長期）の基準年の見直しについては、過疎地域の指定要件を満たさなくなる市町村にとっては影響が大きいことから、過疎法制定時の趣旨を踏まえ、慎重に検討すること。

なお、基準年を見直す場合には、人口減少対策により成果をあげつつも、中山間・半島先端地域、離島など地理的・経済的・社会的に厳しい条件にあり、財政基盤の脆弱な市町村もあることから、地域の実情を踏まえた特別な配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣